

岐阜県医療機関光熱費高騰対策支援金交付申請に関するQ&A

交付対象について

1	支援金の交付対象は？	令和4年12月1日時点で岐阜県内で開設している病院、診療所及び助産所です。公立公的医療機関も交付対象となります。ただし、病院及び診療所については、保険医療機関の指定を受けているものに限りません。
2	休止中の施設は交付の対象に含まれるか？	令和4年12月1日時点で休止中の施設は対象となりません。
3	近いうちに施設を廃止する予定があるが、交付の対象となるか？	令和4年12月1日から令和5年3月31日までに休止又は廃止予定の施設は対象となりません。
4	今後、開設予定の施設は交付の対象となるか？	令和4年度中に開設する施設であっても令和4年12月1日時点で開設していないものは対象となりません。
5	開設者が県外事業者でも交付の対象となるか？	施設の所在地が岐阜県内であれば対象となります。
6	自宅兼事業所の場合も対象になるのか？	対象となります。
7	同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町村等)から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を受け取ることはできるか？	他団体からの同様の趣旨の給付金の受給(予定を含む)の有無に関わらず、この支援金を受け取ることが可能です。ただし、この支援金を受け取った場合に他団体の給付金を受け取ることができるか否かは、他団体の給付金の支給要件をご確認ください。

交付額について

8	支援金の交付額は？	病院及び3床以上の有床診療所 26,000円×令和4年12月1日時点の許可病床数 2床以下の有床診療所、無床診療所及び助産所 1施設当たり一律53,000円
9	休床分も交付対象か？申請時点で休床でも今後稼働する場合は？	交付額の算定には許可病床数を使用することとしているため、休床分も交付の対象となります。

申請について

10	申請方法は？	申請書類を郵送で事務局に送付してください。なお、郵送にあたっては、簡易書留等、追跡可能な方法としてください。
11	申請の受付期間はいつまでか？	申請の受付期間は、令和4年12月22日から令和5年2月22日(消印有効)までとします。
12	申請書に押印は必要か？	申請書に押印は不要です。
13	申請書をファックスや電子メールで提出してもよいのか？	多量の申請を短期間で処理する必要があることと情報セキュリティの観点から郵送による申請のみ受け付けます。また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、申請書の持参による申請は御遠慮ください。
14	医科と歯科を重複して申請することは可能か？	同一の施設内に医科と歯科がある場合は、いずれか一方が交付の対象です。ただし、同じ建物内に開設許可が別の医科診療施設と歯科診療施設がある場合は、それぞれの施設ごとに申請することが可能です。
15	医科と歯科の両方の保険医療機関の指定をうけているが、保険医療機関コードはどちらを記入して申請すればよいのか？	医科の保険医療機関コードを記入してください。
16	申請者と受取口座の口座名義人が異なってもよいのか？	開設者や施設に係る口座であると明確に判断できる場合は口座名義人が申請者と異なっても良いです。
17	インターネットバンキングを利用しており、通帳の写しを提出することができないがどうしたらよいのか？	口座名義及び口座番号が確認できる画面のコピーや画像を提出してください。
18	開設者が岐阜県内で複数の施設を開設している場合、施設ごとの申請になるのか、開設者ごとの申請になるのか？	岐阜県内に複数の対象施設を有している場合、施設ごとに申請してください。
19	指定管理者が管理する施設の場合、指定管理者が申請者となってもよいのか？	交付申請書に開設者からの委任状を添付してください。委任状の参考様式をホームページに掲載しております。
20	開設者である法人の理事長ではなく、開設した施設の施設長が申請者となってもよいのか？	交付申請書に事務委任規定等や開設者からの委任状を添付してください。委任状の参考様式をホームページに掲載しております。
21	委任状に押印は必要か？	委任者と受任者(委任者の代理人)の押印が必要です。
22	同じ建物内に複数の種別の施設等がある場合、岐阜県以外の光熱費高騰対策支援金も申請することは可能か？	同じ建物内で、複数の種別の施設等を運営している場合は、各種別ごと(医療施設、薬局、高齢者福祉施設、障害福祉施設など)に県の支援金を申請することが可能です。ただし、対象となる施設については、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱に定められていますのでご確認ください。
23	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合、岐阜県以外の光熱費高騰対策支援金も申請することは可能か？	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合は、各種別ごと(医療施設、薬局、高齢者福祉施設、障害福祉施設など)に県の支援金を申請することが可能です。ただし、対象となる施設については、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱に定められていますのでご確認ください。

岐阜県医療機関光熱費高騰対策支援金交付申請に関するQ&A

申請について

24	同じ建物内に複数の種別の施設等がある場合、申請はまとめて行なわなければならないか。	「医療施設」「薬局」「高齢者福祉施設・事業所」「障害福祉施設・事業所」の各種別ごとに別々に申請書を作成してください。提出時期は同時でなくても構いません。
25	1つの法人が複数の種別の施設等を運営している場合、申請はまとめて行なわなければならないか。	「医療施設」「薬局」「高齢者福祉施設・事業所」「障害福祉施設・事業所」の各種別ごとに別々に申請書を作成してください。提出時期は同時でなくても構いません。申請単位が「医療施設」と他のもので異なりますので、それぞれの種別ごとの支援金交付要綱をご確認ください。
26	申請様式の入手方法は？	各担当課のホームページに申請書等の様式が掲載されています。 医療機関 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/262148.html （医療整備課） 薬局 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/261475.html （薬務水道課） 高齢者福祉施設等 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/261184.html （高齢福祉課） 障害福祉施設等 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/262268.html （障害福祉課）

交付、返還について

27	支援金の交付はいつ頃になるか？	令和5年3月末までに指定いただいた口座に振込予定です。
28	支援金の交付が決定した旨の通知は届くか？	交付が決定した旨の通知は行いません。口座への振込をもって交付決定とご理解ください。
29	不交付となることはあるか？	交付要綱に規定する要件を満たさない場合のほか、申請書類不備があった際に期日までに修正依頼に応じない場合や、受付期間を過ぎてから申請された場合等は不交付となります。
30	予期しない事情により、施設が休止（又は廃止）してしまうが、支援金は返還しなくてはならないのか？	年度内（令和5年3月31日まで）に施設が廃止又は休止した（ことが判明した）場合は、支援金を返還していただくことがあります。 申請した施設が年度内に廃止又は休止（予定を含む。）する場合は、県へご連絡ください。

その他

31	支援金の用途制限はあるか？	支援金は光熱費等の高騰分に活用されることを想定していますが、各施設での実際の光熱費の状況に関わらず支給するものです。
32	申請書類の審査状況、支給日等を問い合わせたいがどうしたよいか。	多数の件数が想定されることから問合せはお控え願います。
33	実績の報告は必要か？	当支援金に係る実績の報告は不要です。
34	過去に県への口座登録（債権者登録）を行ってあるが、あらためて「振込先確認書（別紙2）」を提出する必要があるのか。	複数の口座を所有している場合を想定し、振込先口座を明確にするため「振込先確認書（別紙2）」を提出願います。
35	交付申請書等様式での「第 号」には何を書けばよいのか？	法人等での文書番号の記入箇所として設けているものです。 文書番号がない場合は、記入いただかなくて結構です。
36	交付申請を取り下げたい場合はどうすればよいか。	書面 （任意様式）により届け出いただくことで取下げ可能です。 必要な記載事項は、文書の日付、文書の宛先名（岐阜県知事のこと）、文書の発出者の情報（交付申請書と同じ「住所」、「申請事業者名」、「代表者職氏名」）、申請を取り下げる旨についてです。 参考様式をホームページに掲載していますのでご確認ください。
37	交付申請取下げの参考様式において、交付申請書の日付を記入するようになっているが、わからない場合はどうすればよいか？	交付申請書の日付が不明な場合は省略して構いません。